

## 憲法訴訟のいま

第7回 第三次選択的夫婦別姓訴訟  
—社会的状況及び意識の変化—

選択的夫婦別姓訴訟弁護団・会員 川見 未華 (62期)



## 1 はじめに

2024年3月8日、当弁護団は、婚姻に際して同姓か別姓かを選べる制度（選択的夫婦別姓制度）を求めることを目的とした訴訟を提起した（第三次選択的夫婦別姓訴訟\*1）。

民法750条は、協議により夫婦の氏を定める旨規定しているが、大多数の婚姻において夫の氏を選択され、現在においても約95%の夫婦が夫の氏を選択し、妻が改姓をしている実情がある（2023年に夫の氏を選んだ夫婦は94.5%。厚生労働省「人口動態統計」）。

最高裁大法廷平成27年12月16日判決（最高裁民事判例集69巻8号2586頁。以下「2015年最大判」という）は、夫婦同氏制を合憲であると判断したが、2015年最大判の岡部喜代子裁判官の意見（櫻井龍子裁判官・鬼丸かおる裁判官同調）は、社会的状況及び意識の変化について言及し、現時点において夫婦同氏制は違憲となっていると指摘した。また、同判決の山浦善樹裁判官の反対意見、2015年最大判の判断を踏襲した最高裁大法廷令和3年6月23日決定（判例時報2501号3頁）の三浦守裁判官の意見及び宮崎裕子裁判官・宇賀克也裁判官の反対意見の中でも、こうした事情の変化について取り上げられている。

1947（昭和22）年に夫婦同氏制を定める民法750条が成立してから現在までに77年以上が過ぎ、婚姻・家族の形態や家族の在り方に対する国民の意識は大きく変化した。そして、上記最高裁判決・決定以降も、事情は刻々と変化している。

そこで、本稿では、第三次選択的夫婦別姓訴訟において主張している事情変更の内容について紹介する。

## 2 社会の変化

(1) 1947（昭和22）年当時は、「三世代以上が同居する大家族」の形が一般的であったが、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に入り、夫婦と子どもだけの核家族が増加した。夫は外で働き、妻は家庭を守るという性別役割分担意識が広まる中では、夫婦同氏制は、夫の氏を妻が名乗るという家族の形が大多数であった社会では、比較的受け入れられていた側面もあった。

しかしながら、高度経済成長期の終焉など時代の流れの中で、家族の形も国民の意識も変わっていった。

1975年以降、女性の就業率は上昇し、1997年には、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回った（総務省統計局「労働力調査特別調査」及び同局「労働力調査（詳細集計）」\*2）。

婚姻・出産・育児のために離職する人も、2000年頃から減少傾向となった（総務省統計局「労働力調査特別調査」及び同局「労働力調査（詳細集計）」）。

女性役員や管理職の割合も増えた（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）。政府は、男女共同参画を、「我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素」と位置付け、「東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合を2025年までに19%」等の具体的目標を掲げている（「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」\*3等）。

\*1：寺原真希子「第三次選択的夫婦別姓訴訟の主張概要と提訴に至る経緯」（LIBRA2024年7・8月合併号34、35頁）  
[https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024\\_0708/P34-35.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_0708/P34-35.pdf)

\*2：調査結果をグラフにしたものとして、厚生労働省ウェブサイト「図表1-1-3 共働き等世帯数の年次推移」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/20/backdata/1-1-3.html>

\*3：[https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2024\\_honbun.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2024_honbun.pdf)

女性の社会活躍の場が広がり、女性が氏を継続して使用する必要性が高まっている。

(2) また、性別にかかわらず、昨今の晩婚化（平均初婚年齢は1947年は男性26.1歳・女性22.9歳、2023年は男性31.1歳・女性29.7歳。厚生労働省「人口動態統計」）は、婚姻前の氏で積み上げてきた長いキャリアを維持する必要性を強めている。

再婚割合の増加（1960年代には10%程度、2023年は25%。厚生労働省「人口動態統計」）は、複数回の婚姻の度に氏を変更しなければならないとすると、キャリアの断絶を免れないことを意味する。

また、インターネット上の自己表現や交流の機会が増え、画面に表示される「氏」名による個人識別の重要性もますます高まっている。

### 3 国民意識の変化

(1) 内閣府の世論調査において、2001年には、選択的夫婦別姓制度導入に賛成の割合が反対の割合を上回った。

婚姻による氏の変更が自らの問題となることが多い女性の20～30代の回答では、1994年には既に賛成が反対を上回り、その後も賛成が高い割合を維持している。

2015年最大判は、夫婦同氏制の合理性の判断要素として、“家族の一体感”を挙げたが、夫婦別氏であることで、「家族の一体感やきずなに影響があるか」という質問に対しては、「影響がないと思う」と答える人の割合が年々増加し、2021年も61.6%と高い割合を維持している。

(2) 夫婦の氏に関する問題意識が国民の間に広まり、民間の世論調査は増加している。これらの調査では、選択的夫婦別姓制度に賛成する意見は6割を超えるものばかりであり、20～30代女性のほぼ8～9割が、選択的夫婦別姓制度を望んでいる。なお、選択的夫婦別姓制度の賛成割合が比較的低い結果となった調査では、「通称使用制度の導入」という選択肢が並列的に入れ込まれていることが多い。選択的夫婦別姓制度と通称使用制度は両立し

うるものであるから、並列的な選択肢として入れ込むのは、質問方法として誤っていることに留意すべきである。

### 4 地方議会による選択的夫婦別姓制度導入を求める決議の増加

地方議会においては、国に対して選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書が採択され続けている。2024年8月末時点において、採択された議会の合計数は333議会に及び、その後も増え続けている。

意見書が採択された都道府県・市区町村の人口（住民基本台帳、2024年1月現在）は、日本の総人口の実に66.32%となる。

### 5 国連委員会からの改正勧告と国際的動向

国際的にみれば、現在では、夫婦同氏を法的に義務付ける国は日本のみとなった。

一向に法改正をしない日本に対し、女性差別撤廃委員会は、2024年10月、四回目の改正勧告を行った。自由権規約委員会も、2022年11月に改正勧告を突き付けている。

### 6 おわりに

2015年最大判後、選択的夫婦別姓制度は社会的トピックスとして、選挙戦では問題点の一つとして取り上げられ、メディアでも頻繁に取り上げられるようになった。

2024年に入り、経団連ほか複数の経済団体からも、選択的夫婦別姓制度を求める声明や提言が続いている。国際社会からの遅れが指摘され、選択的夫婦別姓制度の導入は「国家的急務」とまで明言されている。

夫婦の氏のあり方を自分たちで決定できる選択的夫婦別姓制度は、多様な価値観を認め合う現代社会に沿うものであり、現在では大多数の国民に、広く受け入れられている。

夫婦同氏を強制する現在の制度の必要性や合理性は、完全に失われている。